

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人愛人会
代表者名	川島 裕雄
所在地・連絡先	(住所) 鹿児島県鹿児島市谷山中央1丁目 4196番地 (電話) 099-800-8800 (FAX) 099-801-1100

2 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム 愛
所在地・連絡先	(住所) 鹿児島県鹿児島市谷山中央1丁目 4088番地14 (電話) 099-801-6470 (FAX) 099-801-6468
事業所番号	4670104746
管理者の氏名	樗木 伸也

3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を確保し、かつ利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(2) 運営方針

本事業において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
利用者の認知症の症状の進行を緩和し、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明し同意したうえで、共同生活介護計画書を交付し、常に提供しているサービスの質の管理、評価を行うとともに定期的に外部の者による評価を受けて常にその改善を図っていくこととする。

(3) その他

事 項	内 容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成及び事後評価	<p>計画作成者が、入居者の直面している課題等を評価し、入居者の希望を踏まえて介護従業者と協議の上、(介護予防) 認知症対応型介護計画を作成します。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して入居者様に説明のうえ交付します。</p>
従 業 者 研 修	<p>事業者は、従業者の質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。</p> <p>① 採用時研修 採用後1ヶ月以内</p> <p>② 継続研修 年2回</p>

4 設備の概要

(1) 構造等

敷 地	1,858.82 m ²	
建 物	構 造	鉄骨造5階建、5階部分
	述 べ 床 面 積	1,046.40 m ²
	利 用 定 員	18名

(2) 居室

居室の種類	定 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
一人部屋	18	19.74 m ² (355.47 m ²)	

(3) 主な設備

設 備		面積（一人あたりの面積）	備 考
デイルーム 食 堂	2	62.30 m ² (124.60 m ²)	
浴 室	2	11.67 m ² (23.34 m ²)	
トイレ	6	壺番館 3か所 式番館 3か所	
洗濯室	2	壺番館 1か所 式番館 1か所	

5 従業員の体制

従業員の職種	員数	職務内容
管理者	常勤 1人	管理者は事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
介護従業者	以下のとおりとする（1人以上は常勤とする。） 日中の時間帯：共同生活住居ごとに常勤換算方法で3人以上配置する。 夜間及び深夜の時間帯：共同生活住居ごとに常時1人以上配置する。	介護従業者は、入居者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。
計画作成担当者	1人以上（共同生活住居ごとに配置し、うち1人以上は介護支援専門員とする。）	（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う

6 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務
介護従業者 計画作成担当者	24時間体制

7 サービスの内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

食事、掃除、その他家事等について、介護従業者が入居者のお手伝いをします。

種類	内容
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いをを行います。
レクリエーション等	季節、及び毎月レクリエーションを計画しております。
相談及び援助	入居者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額になります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】

(1) 利用料

介護保険サービス利用分については、厚生労働大臣が定める基準によるものとしその額が1割負担（下記利用表：ア-1）となります。ただし、平成27年8月以降の介護保険サービス利用分について、国の定める一定以上の所得者（下記利用表：ア-2）は2割負担、（下記利用表：ア-3）は3割負担となります。

※次の①及び②の両方に該当する場合は、一定以上所得者として2割及び3割負担となります。

①本人の合計所得金額が160万円以上の方

②本人も含めた同一世帯に属する全ての第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額の合計額」が、346万円（同一世帯の第1号被保険者が本人のみである場合は280万円）以上の方

※ただし、本人が市区町村民税非課税である場合は、旧措置入所者である場合、及び第2号被保険者である場合は、1割負担となります。

※個人ごとに判定するため、同じ世帯でもそれぞれ割合が異なります。

ア-1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用料（基本料金：月額30日換算）

状態区分	1日当たりの自己負担額（1割）	1ヶ月（30日換算）当たりの自己負担額
要支援 2	749円	22,470円
要介護 1	753円	22,590円
要介護 2	788円	23,640円
要介護 3	812円	24,360円
要介護 4	828円	24,840円
要介護 5	845円	25,350円

初期加算 自己負担額 30円（1日につき）

※初期加算は、入居した日から起算して30日以内の期間（入院・外泊期間は除く）について加算します。

医療連携体制加算Ⅰハ 自己負担額 37円/日（要介護者のみ）

医療連携体制加算Ⅱ 自己負担額 5円/日（要介護者のみ）

サービス提供体制強化加算Ⅲ 自己負担額 6円/日

栄養管理体制加算 自己負担額 30円/月

科学的介護推進体制加算 自己負担額 40円/月

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 利用総単位数（基本+加算）の17.8%の額

退居時相談援助加算 自己負担額 400円 ※1回を限度

看取り介護加算 自己負担額 72円/日 ※ 死亡日以前31～45日以下

自己負担額 144円/日 ※ 死亡日以前4～30日以下

自己負担額 600円/日 ※ 死亡日以前2日または3日

自己負担額1,280円/日 ※ 死亡日

協力医療機関連携加算 自己負担額 100円/月（令和7年3月31日まで）

50円/月（令和7年4月1日以降）

ア-2 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用料 (基本料金：月額30日換算)

状態区分	1日当たりの 自己負担額 (2割)	1ヶ月 (30日換算) 当たりの自己負担額
要支援 2	1,498円	44,940円
要介護 1	1,506円	44,180円
要介護 2	1,576円	47,280円
要介護 3	1,624円	48,720円
要介護 4	1,656円	49,680円
要介護 5	1,690円	50,700円

初期加算 自己負担額 60円 (1日につき)

※初期加算は、入居した日から起算して30日以内の期間 (入院・外泊期間は除く) について加算します。

医療連携体制加算Ⅰハ 自己負担額 74円 (要介護者のみ)

医療連携体制加算Ⅱ 自己負担額 10円 (要介護者のみ)

サービス提供体制強化加算Ⅲ 自己負担額 12円/日

栄養管理体制加算 自己負担額 60円/月

科学的介護推進体制加算 自己負担額 80円/月

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 利用総単位数 (基本+加算) の17.8%の額

退居時相談援助加算 自己負担額 800円 ※1回を限度

看取り介護加算 自己負担額 144円/日 ※ 死亡日以前31~45日以下

自己負担額 288円/日 ※ 死亡日以前4~30日以下

自己負担額 1,200円/日 ※ 死亡日以前2日または3日

自己負担額 2,560円/日 ※ 死亡日

協力医療機関連携加算 自己負担額 200円/月 (令和7年3月31日まで)

100円/月 (令和7年4月1日以降)

ア-3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用料 (基本料金：月額30日換算)

状態区分	1日当たりの 自己負担額 (3割)	1ヶ月 (30日換算) 当たりの自己負担額
要支援 2	2,247円	67,410円
要介護 1	2,259円	67,770円
要介護 2	2,364円	70,920円
要介護 3	2,436円	73,080円
要介護 4	2,484円	74,520円
要介護 5	2,535円	76,050円

初期加算 自己負担額 90円（1日につき）

※初期加算は、入居した日から起算して30日以内の期間（入院・外泊期間は除く）について加算します。

医療連携体制加算Ⅰハ 自己負担額 111円／（要介護者のみ）

医療連携体制加算Ⅱ 自己負担額 15円／（要介護者のみs）

サービス提供体制強化加算Ⅲ 自己負担額 18円／日

栄養管理体制加算 自己負担額 90円／月

科学的介護推進体制加算 自己負担額 120円／月

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 利用総単位数（基本＋加算）の17.8%の額

退居時相談援助加算 自己負担額 1,200円 ※1回を限度

看取り介護加算 自己負担額 216円／日 ※ 死亡日以前31～45日以下

自己負担額 432円／日 ※ 死亡日以前4～30日以下

自己負担額 1,800円／日 ※ 死亡日以前2日または3日

自己負担額 3,840円／日 ※ 死亡日

協力医療機関連携加算 自己負担額 300円／月（令和7年3月31日まで）
150円／月（令和7年4月1日以降）

イ その他の費用

日常生活費	歯ブラシ・歯みがき	実費
	おむつ廃棄料	実費 パット類（含フラット）400円／袋 パンツ類 800円／袋
	医療費	実費

ウ 介護保険サービス以外の利用料

居住費（家賃）	1日 1,300円（月額30日換算：39,000円）
食材料費	1日 1,100円（月額30日換算：33,000円） 朝食300円 昼食400円 夕食400円
光熱水費	1日 400円（月額30日換算：12,000円）

※入院・外泊時はベッド確保のため、居住費のみ徴収させていただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容	申し出があれば理容のサービスを利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	主なレクリエーション行事 花見・娯楽施設の見学等 参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。

○ 居住費（家賃）

入居者の自己負担となります。

○その他の費用

食材料費その他（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる費用は、入居者の負担となります。

8 利用料等のお支払い方法

毎月、15日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、25日までに下記口座に振り込み又は口座引き落としにてお支払いください。

鹿児島 銀行 谷山 支店

普通預金口座（口座番号1056346）

口座名義 医療法人愛人会グループホーム愛 理事長 川島 裕雄

9 秘密の保持と個人情報の保護

①入居者及びその家族に関する秘密の保持について

- 1 当事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 当事業所と従業者は、個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入居者及びご家族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ア サービス提供困難時事業者間の連絡、照会等
 - イ 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防事業所〕との連絡
 - ウ 入居者が偽りその他不正な行為により保険給付を受けている場合の市町村への通知
 - エ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - オ 生命・身体の保護のための場合（災害時において安否の確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 当事業者は、個人情報に関して、苦情及びその他の問合せ窓口として、管理者及び介護支援専門員を定めることとします。
- 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

4 当事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10 福祉サービス外部評価について

- 1 入居者及びご家族の安心と満足を図るために、年1回外部評価を実施します。
- 2 自己評価は、利用申込またはご家族に対して説明し交付します。
- 3 外部評価の結果は、利用申込またはご家族に対して交付するとともに、施設内に掲示させていただきます。
- 4 外部評価の結果を謙虚に受け止めて、入居者家族の満足度の向上及び職員の質の向上に努めていきます。

11 その他、ケース記録等の開示

必要に応じて、入居者様のケース記録物の開示をいたします。開示にあたってはあらかじめ書面による請求等手順に沿って実施いたします。尚、個人情報につき、利用者様当のご家族に限定させていただく場合があります。

12 事故発生時の対応方法について

- 1 事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとします。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に関してとった処置について記録することとします。
- 3 事業者は、利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

13 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口（事務所） 受付責任者 管理者 樗木伸也
	ご利用時間 8：30～17：30
	ご利用方法 電話（099-801-6470）
	ご意見箱（事務所受付カウンターに設置）

当事業所における苦情の受付の他に下記の相談場所があります。

鹿児島市・市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 鹿児島市山下町11番1号 電話番号・FAX 099-216-1280・099-219-4559 受付時間（毎週月～金曜日） 8：30～17：15
鹿児島県国民健康保険団体連会 （国保連）介護保険課相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6番6号 7F 電話番号・FAX 099-213-5122・099-213-0817 受付時間（毎週月～金曜日） 9：00～17：00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部福祉サービス運 営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 5F 電話番号・FAX 099-357-2200・099-257-5707 受付時間（毎週月～金曜日） 9：00～16：00

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「川島病院 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「川島病院 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居の方も参加して行います。			
	防災名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり		
	避難階段	2個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
	カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	鹿児島南消防署への届出日：令和5年2月1日 防火管理者：樗木伸也			

1.3 協力医療機関

医療機関	病院名 及び 所在地	川島病院 鹿児島市谷山中央1丁目4196番地
	電 話 番 号	099-800-8800
	診 療 科	内科・外科・胃腸内科・リハビリテーション科・麻酔科
	入 院 設 備	有
歯 科	病院名 及び 所在地	谷山セントラル歯科 鹿児島市小松原2丁目1-18
	電 話 番 号	099-297-5640
	入 院 設 備	無

1.4 夜間緊急時の対応機関

名 称 及 び 所 在 地	川島病院 鹿児島市谷山中央1丁目4196番地
電話番号	099-800-8800

1.5 住居の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 7:00～21:00 来訪者は、必ずその都度従業者に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を従業者に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫 煙	病院・グループホームとも全館禁煙となっております。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室に等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入居者に対する執拗な宗教活動はご遠慮ください。
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

感染対策指針

医療法人受入会（施設・事業所等）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、新設かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症発生時業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取り組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止対策等を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
- ロ) 職員の健康管理
- ハ) 標準的な感染予防
- ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的を実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的を実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的指針を見直し「指針の更新」を行う。

（2）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染恐れのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・同線の区分け（ゾーニング・コホーディング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応
- ③ 感染事例等が発生後は、必用に応じて施設長など管理者と協議の上、感染症発生時業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係との連絡」のためにすみやかに報告を行う。
 - イ) 医療機関： 医療法人愛人会 川島病院 099-800-8800
 - ロ) 保健所： 鹿児島市保健所 099-803-6842
 - ハ) 指定権者： 鹿児島市長寿施設係：099-216-1147
- ④ 感染事例等の発生後は、必用に応じて施設長など管理者と協議の上、感染症発生時業務継続計画（BCP）等に限り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 法人内： 病院長 川島英夫 099-800-8800
 - ロ) 利用者家族

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。

高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊厳に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷やいたみをあたえ又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止検討員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、逆他防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は介護支援専門員が努める。
- ・委員会の委員は、管理者、介護支援専門員、看護職員、介護職員、理学療法士とする。

（３） 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年４回以上とする。３ヶ月に１回以上
- ・虐待事案発生時等、必用な際は、随時委員会を開催する。

（４） 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

（５） 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、介護支援専門員とする。

４ 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に関する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- （１） 定期的な研修の実施（年１回以上）
- （２） 新任職員への研修の実施
- （３） その他必要な教育・研修の実施
- （４） 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

５ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- （１） 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- （２） 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

６ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- （１） 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、３（５）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

- (2) 担当者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見につとめるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必用に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必用に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

(別紙)

個人情報の利用目的（平成 17 年 11 月 2 日）

当グループホームでは、原則として以下の目的で個人情報を利用します。以下の利用目的のうち、同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。

また、同意いただいた後でも、これらのお申し出はいつでも撤回、変更等を行うことができます。

(1) 利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

1. 当グループホーム内部での利用目的

- ①当ホームが利用者様に提供する介護サービス
- ②介護保険事務等
- ③介護サービスの利用者に係る当ホームの管理運営業務のうち
 - ・入退居等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者様の介護サービスの向上

2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当ホームが利用者様に提供する介護サービスのうち
 - ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）
 - ・利用者様の診療、介護・福祉サービスの提供にあたり、外部の医療、福祉関係者等の意見・助言を求める場合
 - ・ご家族等への心身の状況説明
 - ・その他の業務委託（検体検査業務・保健事務等の業務委託等）
- ②介護保険事務のうち
 - ・介護保険、公費負担等に関する事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④行政機関への届出等

(2) 上記以外の利用目的

1. 当グループホーム内部での利用目的

- ①当事業者の管理運営業務のうち次のもの
 - ・当ホーム内において行われる学生等への実習への協力
 - ・介護の質の向上を目的としたホーム内事例検討、研修会
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

2. 他の事業者への情報提供を伴う利用目的

- ①当ホームの管理運営業務のうち
 - ・外部評価機関への情報提供